

(案)

鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域
の見直し及び指定校変更の運用の見直しについて

答 申 書

平成29年1月

鎌ヶ谷市学区審議会

はじめに

鎌ヶ谷小学校は、新鎌ヶ谷地区及びその周辺の開発により、児童数が増加傾向にある。

そのため、鎌ヶ谷小学校では、平成30年度頃に教室の確保が困難な状況になると予測している。

この問題を解決するため、鎌ヶ谷市学区審議会は、平成27年2月5日付で、鎌ヶ谷市教育委員会からの諮問「鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策について」に基づき、平成28年3月29日に、1. 普通教室の確保、2. 通学区域の見直し、3. 学校選択制の運用、4. 指定校変更の運用の見直しの4つの対応策について審議し、答申書を提出した。

そして、この中から、更に検討が必要となった「2. 通学区域の見直し」、「4. 指定校変更の運用の見直し」の2点について、平成28年7月6日付で、「鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し及び指定校変更の運用の見直しについて」の諮問を受けた。

学区審議会ではこの諮問を受け、「通学区域の見直し」と「指定校変更の運用の見直し」について、より具体的な対応方針を示すため、保護者説明会、関係団体代表者説明会などを経て、審議を行った。

ここに、学区審議会としての意見を取りまとめ答申するものである。

1. 通学区域の見直しについて

これまで、児童数の増加に伴い教室不足が生じないよう、学区審議会においては、通学区域の見直しをできるだけ行わずに、学校施設の中での工夫や学校選択制の活用などを優先的に考えてきたところであるが、ここ数年、鎌ヶ谷小学校の通学区域内に相次いで住宅が建設され、児童数が増加したため、通学区域の見直しの検討が必要な状況になった。

鎌ヶ谷市の現状を考えると、現在、具体的な大規模開発計画がないものの、市内にはいたるところに開発が見込まれる地域が存在する。一方で、将来的には児童数は減少するとみており、鎌ヶ谷小学校では少なくとも平成34年度までの児童数が増加を続けていくものの、将来的には減少するとみていることから、通学区域の見直しは必要最小限の地域とすべきであると考える。

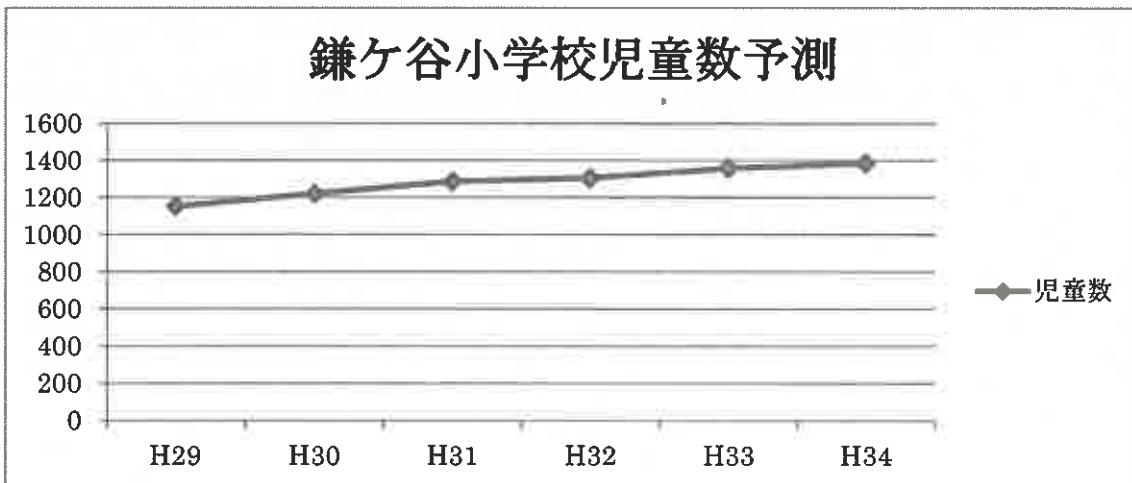
市内には、児童数が減少している地域もあるため、将来的には、今後の開発状況なども見ながら、市内全域を視野に入れた通学区域の見直しを検討する時期が来ると思われる。

(1) 今後の児童数及び必要教室数の推移

鎌ヶ谷小学校を取り巻く状況から、今後鎌ヶ谷小学校の児童数はどのように推移し、それに伴い必要な教室数はどのようになるのか確認した。

現在鎌ヶ谷小学校に在籍している児童と鎌ヶ谷市に住民登録のある0歳から5歳までの学齢前の児童数を基に転入見込などを加味し、各年度の児童数を算出した。下のグラフのとおり、鎌ヶ谷小学校の児童数は、平成34年度まで増加傾向にあると見込まれる。

平成28年5月1日現在

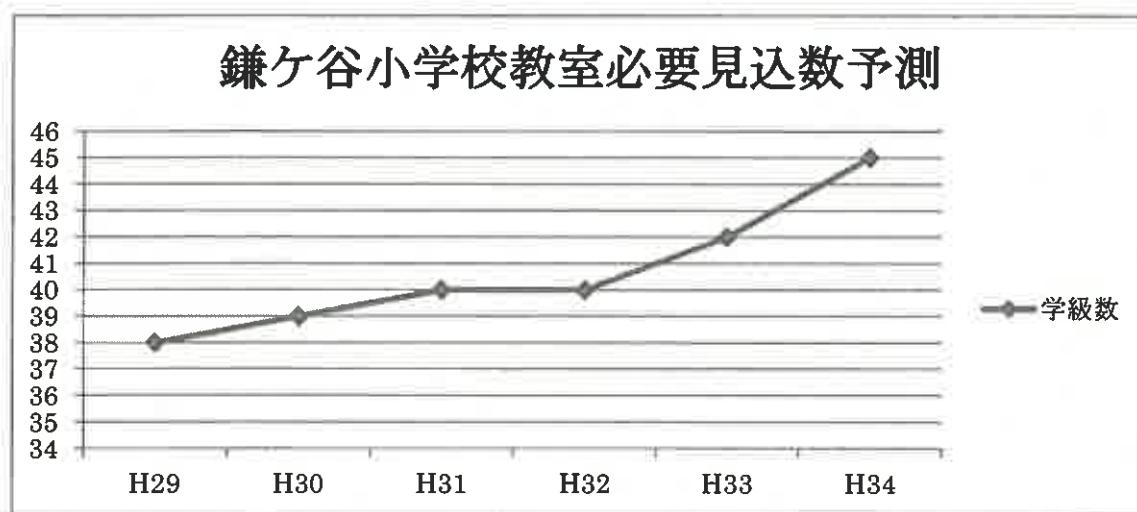


前述の児童数の将来予測から、各年度に必要となる教室数について、千葉県の学級編制基準である弾力的運用により算出した。

現存する学校施設内での教室確保の対策として、鎌ヶ谷小学校の校舎内の放課後児童クラブ施設（普通教室2教室分）が平成29年度から普通教室として使用できるようになったため、鎌ヶ谷小学校で確保できる普通教室数は、最大39教室となる。しかしながら、児童数の増加に伴って必要となる教室数も増加し、平成31年度には、教室が不足する見込みとなっている。

このため、鎌ヶ谷小学校については、教室不足が生じないよう、通学区域の変更を早急に実施する必要がある。

平成28年5月1日現在



※弾力的運用による

(2) 通学区域変更実施時期について

新しい通学区域による学校の指定は、次の理由により平成29年7月1日から実施することが望ましい。

小学校に入学する児童に係る事務は、入学する前年度の9月に始まる。平成30年度に入学する児童の就学時健康診断の通知を作成する都合上、また、例年夏季休業期間中に児童生徒の異動が多く見られることから、鎌ヶ谷小学校への転入児童を少しでも抑制すること、通学区域変更が決定した後、市民の方への市広報での周知期間などを考慮し、最短で実施可能な時期として平成29年7月1日を設定したものである。

(3) 通学区域の変更地域について

通学区域の変更にあたっては、児童生徒の通学上の安全確保や、地域コミュニティとの整合性なども十分考慮する必要がある。

通学路については、指定通学路として考えられる市道の検討及び今後の通学路整備など安全な通学路の確保に努める。

また、鎌ヶ谷小学校同様、生徒数の増加により教室不足が懸念される鎌ヶ谷中学校の学区についても、生徒数の増加を抑え、また、児童の中学校への進学についての負担軽減に配慮し、鎌ヶ谷小学校と合わせた見直しを行う。

この前提に立ち、学区審議会では、次の3つの視点から通学区域を変更する地域について、前回の答申で選定した4つの地域を基本とし、再度状況を確認し、通学区域を変更する地域として選定した。

- 児童生徒が安全に登下校できるルートが確保されること
- 必要最小限の地域とすること
- 地域コミュニティの重要性を考え、できるだけ自治会を分断しないよう配慮する

これに基づき、通学区域変更地域に選定した地域は次の3地域であり、その選定理由は次の通りである。(別添 資料1「通学区域変更地域図」参照)

①初富927番地・928番地・929番地(北総線より北側・東武野田線より西側の地域)、新鎌ヶ谷一丁目14番~23番
(現鎌ヶ谷小学校・第三中学校学区)

今後、開発が予想される地域である。

小学校から中学校への進学をスムーズにする(いわゆる「中一ギャップ」の解消)ため、第三中学校に近い地域でもあるので、中学校の通学区域と合わせて、小学校の通学区域を鎌ヶ谷小学校から西部小学校へ変更する。

②東中沢一丁目1番・2番、東中沢二丁目1番25号~58号、北中沢一丁目1番、北初富1番~4番
(現鎌ヶ谷小学校・鎌ヶ谷中学校学区)

現在、マンション(81戸)が建設されている地域を含んでおり、児童数

の増加が見込まれる地域であることから西部小学校・第三中学校へ通学区域を変更する。

- ③右京塚2番～15番、丸山一丁目1番～10番、丸山二丁目1番～6番、
丸山三丁目1番・2番・3番1号～27号、59号
(現鎌ヶ谷小学校・鎌ヶ谷中学校学区)

今後、開発が予想される地域を含んでいること、市道3・4・3号線の開通により、地域が分断されてしまっていることから、東部小学校、第二中学校へ通学区域を変更する。

(4) 通学区域の変更にあたり検討をする事項

通学区域を変更するにあたり、大きく、「教育的配慮」と「上下校の安全確保」について検討をおこなった。

【教育的配慮】

教育的な配慮から、通学区域を変更する地域に居住する児童については、通学区域変更時に既に鎌ヶ谷小学校に在籍している場合は、引き続き鎌ヶ谷小学校に在籍できるようにするなど、「通学区域変更前」と「通学区域変更後」に分けて、次の表のような移行措置を設ける。

<通学区域変更前> 平成29年6月30日まで(予定)

		対 応
A	<u>通学区域変更前に変更地域に転居・転入し、変更後の通学区域による指定校への転入学を希望する児童</u>	変更後の通学区域による指定校へ転入学できる (手続き必要)
B	<u>通学区域変更前から変更地域に居住し、平成29年度小学校への入学を予定している新入学児童</u>	変更後の通学区域による指定校へ入学できる ※移行措置期間は入学式前まで (手続き必要)

<通学区域変更後> 平成29年7月1日以降(予定)

		対 応
A	<u>通学区域変更前に変更地域に居住し、鎌ヶ谷小学校に在籍している児童</u>	引き続き卒業まで鎌ヶ谷小学校に在籍できる
B	<u>通学区域変更後に入学する児童で、入学時に、兄姉がAの取り扱いにより鎌ヶ谷小学校に在籍している児童</u>	兄姉弟妹枠として鎌ヶ谷小学校に入学し、卒業まで在籍できる (手続き必要)
C	A、Bの取り扱いにより鎌ヶ谷小学校に在籍 ※もともと第三中学区の①の地域を除く	鎌ヶ谷中学校に入学できる (手続き必要)

【登下校の安全確保】

通学区域を見直す際、児童生徒が安全に登下校できるということが前提となる。

今回通学区域変更地域となる①、②、③それぞれの地域から見直し後の指定校となる小学校までの通学路を検証した。

いずれの地域にも、新たに何らかの安全対策を必要とする箇所があるため、関係部署とも連携を取り、通学区域の変更までに、優先的に安全整備を行うよう計画的に進める必要がある。

また、現在も行っている、教育委員会、学校、地域や保護者による、児童生徒の見守りや安全指導など、ソフト面からの対応を関係者と連携しさらに充実させていただくよう要望する。

2. 指定校変更の運用の見直しについて

これまで鎌ヶ谷市教育委員会が実施している指定校変更の運用を一部見直すことで鎌ヶ谷小学校の児童数の増加を抑えることによって、学級増の対応を図ることはできないか検討を行った。

現在実施している指定校変更は、教育委員会が認めた理由に基づき認められているものである。(別添 資料2「就学指定校変更許可基準」参照)

仮に、児童数を抑えることを目的に鎌ヶ谷小学校の通学区域に特化して指定校の変更を認めた場合、通常必要となる「理由」がなくても鎌ヶ谷小学校の児童数増加抑制に繋がれば指定校変更が認められることになり、他の通学区域の児童との間に不公平感が生じる。また、現在実施している指定校変更と今回の通学区域の見直しに伴う指定校変更の取り扱いが、紛らわしく、わかりにくくなり、市民の理解を得るのは困難と思われる。

前述で示した教育的配慮の中の「通学区域変更前の移行措置」で対応することが望ましく、鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての「指定校変更の運用の見直し」は行わないこととした。

おわりに

当局は、平成28年10月16日に実施した鎌ヶ谷小学校在籍児童及び見直し検討地域に居住し平成29年度以降に小学校へ入学を予定している児童の保護者の方を対象に保護者説明会や同年10月31日に自治会長など関係団体代表者への説明会などを経て、様々なご意見をいただいている。

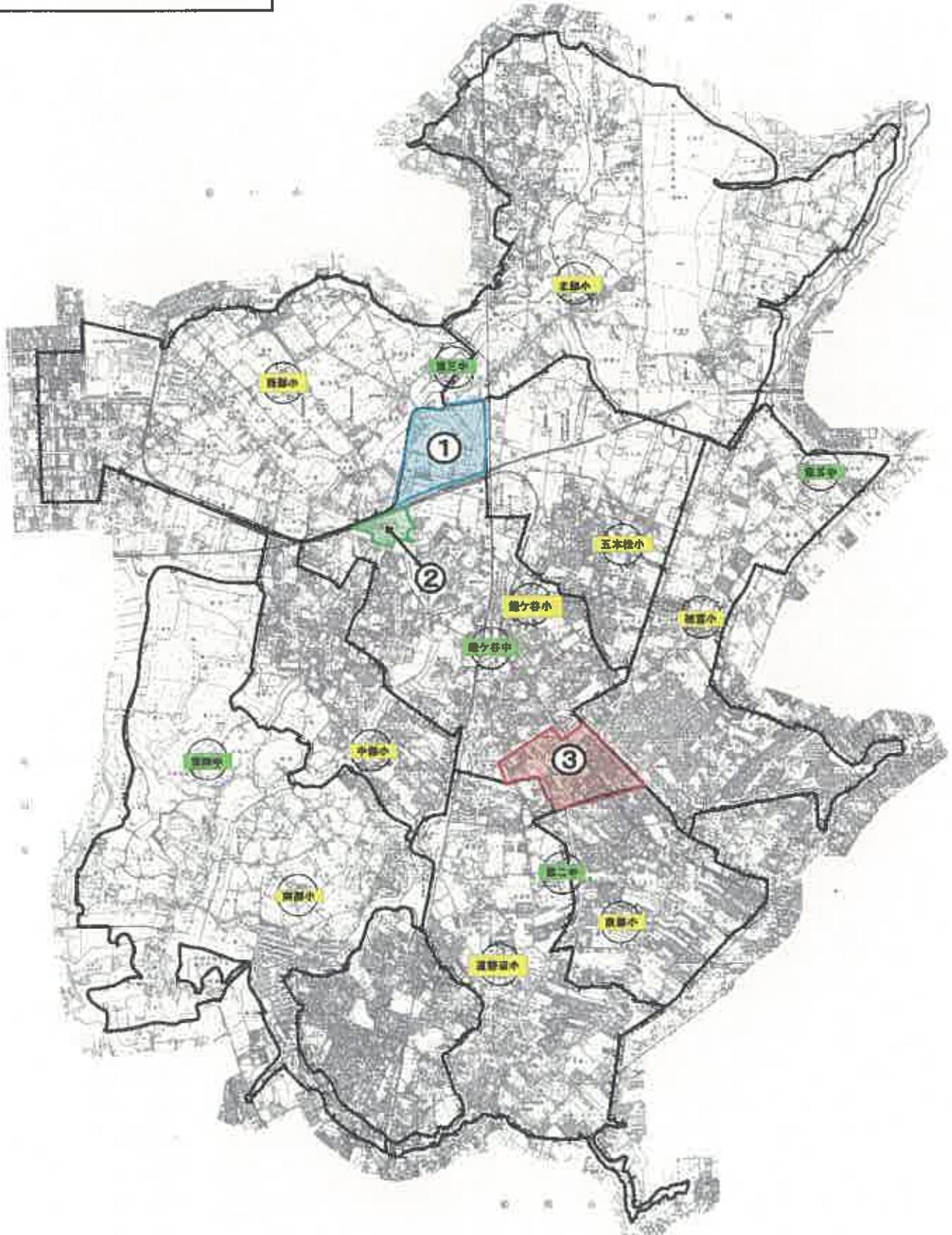
通学区域変更により影響を受ける方々、それぞれに事情があり、それらをすべて解決することのできる通学区域の変更方法を見つけることは困難である。

鎌ヶ谷小学校の現状を考えれば、通学区域の変更はやむを得ない状況であるが、教育委員会には、今回の通学区域の変更と併せて、何らかの対応が必要と判断される場合は、教育委員会が現在行っている指定校変更の基準に準じ、事情に応じて対応することを要望する。

鎌ヶ谷市学区審議会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	石井 惟四	元中部小学校長、元スクールガードリーダー
委員	田中 満	鎌ヶ谷市自治会連合協議会理事
委員	松尾 博	鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会 (東部地区民生委員児童委員協議会会长)
委員	岩井 喜和子	鎌ヶ谷市青少年補導員連絡協議会副会長
委員	坂本 健	鎌ヶ谷市小中学校校長会 (小学校校長会会长)
副会長	河合 峰夫	鎌ヶ谷市小中学校校長会 (中学校校長会会长)
委員	越智 一敦	鎌ヶ谷市小中学校PTA連絡協議会 (小学校代表)
委員	皆川 成己	鎌ヶ谷市小中学校PTA連絡協議会 (中学校代表)

通学区域変更地域図



就学指定校変更許可基準

通学(入学)する学校は、あらかじめ定められている通学区域に基づいて指定しています。しかし、鎌ヶ谷市では、特別な理由により指定された学校への就学が困難な児童生徒につきましては、保護者からの申請により、指定された学校以外の小中学校への通学が認められる場合があります。指定された学校以外の学校へ就学することを「就学指定校の変更」といい、就学指定校の変更は、鎌ヶ谷市に住民登録されていることが条件となります。詳しくは、下記の表1〈就学指定校の変更に関する基準表〉をご覧下さい。なお、この制度は小・中学校入学時の学校選択制とは別です。

表1 〈就学指定校の変更に関する基準表〉

許可事由	許可期間
1 転居をしたが、学期途中のため、転居前の学校への就学継続を希望する場合	当該学期末まで
2 転居をしたが、卒業学年そのため、転居前の学校への就学継続を希望する場合	卒業まで
3 転居予定先の学区の学校への就学を希望する場合	転居完了まで
4 保護者の就労等で、児童生徒の預け先等がある学区の学校を希望する場合	当該学年終了まで
5 兄姉が通学している学校を希望する場合	兄姉の卒業まで
6 病気その他身体上の理由により転校に支障が認められる場合	事由が解消するまで
7 いじめ・不登校等の理由により転校を希望する場合	卒業まで
8 その他教育委員会が特に必要と認めたとき	必要な期間

- ・教室数の不足等により、受け入れを制限する場合があります。
- ・登下校の安全確保が図れることが前提となります。
- ・教育委員会に申請する前に、在籍する学校の教頭に相談して下さい。
- ・「市外に転出するが、鎌ヶ谷市内の小中学校に通わせたい」等の場合は、区域外就学の申請を行います。